

子育て世代への松戸市プロモーション推進業務委託事業者選考委員会 評価基準書(令和元年度版)

1 評価方法

- (1) 評価は、「子育て世代への松戸市プロモーション推進業務委託事業者選考委員会設置要綱」に記載の選考委員6名で行う。
- (2) 選考委員は、下記2に記載の評価基準に基づき、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーションを、特に優れている、優れている、普通、劣っている、かなり劣っているの5段階で評価する。
- (3) 評価点は、選考委員1人あたり200点満点とする。

2 評価基準

評価項目	評価の視点	重要度	配点	評価													
				特に優れている	優れている	普通	劣っている	かなり劣っている									
委員採点	1 全体計画	事業の趣旨や課題・方向性を的確に理解し、具体的で実施可能な提案となっているか。	B	10	10	8	6	4	2								
										2	全体としてストーリー性があり、各業務で相乗効果や波及効果を生む計画となっているか。	10	10	8	6	4	2
	3 動画の活用	シネアド上映の他、SNS等を活用し、ターゲットに向けて効果的な動画配信がされているか。	B	10	10	8	6	4	2								
										4	web以外に動画を活用した提案がされているか。(例: 駅・ショッピングモール等でのデジタルサイネージなど)	10	10	8	6	4	2
	5	動画の編集・制作	短時間でターゲットの興味・関心をひき、内容を効果的に伝える動画となっているか。	C	10	10	8	6	4	2							
	6 パンフレットの活用	配架場所や配布数など、ターゲットに確実に届く工夫がされているか。	B	10	10	8	6	4	2								
										7	他プロモーション活動(イベント・事業者の強み等)において、効果的に活用しているか。	10	10	8	6	4	2
	8 イベントの企画・PR	イベントの告知について、十分なリーチ数を確保し集客する仕組みがあるか。	B	10	10	8	6	4	2								
										9	話題性、新規性があり参加を促すような提案となっているか。	10	10	8	6	4	2
	10 事業者の強み	本市の課題や方向性を十分に理解し、本市にとって有効な提案となっているか。	A	10	10	8	6	4	2								
										11	事業者独自のノウハウや専門性が活かされた提案となっているか	10	10	8	6	4	2
										12	ターゲット層に対し話題性を獲得する企画となっているか。	10	10	8	6	4	2
										13	本市の既存ツール(コンテンツやデザイン、市公式SNSアカウントなど)を活用した、または運動性をもった提案となっているか。	10	10	8	6	4	2
	14	市内外へ向けて本市の子育て支援の充実さを認知・拡大するための企画となっているか。	10	10	8	6	4	2									
	15	効果測定	的確な効果指標を設定し、ターゲットの意識変化や態度変容等を効果・検証できる具体的に効果的な手法の提案がされているか。	C	10	10	8	6	4	2							
16 実施体制	本業務を実現できる十分な人員が配置されているか。	B	10	10	8	6	4	2									
									17	当事業の推進にあたり専門性の高い人員が配置されているか。	10	10	8	6	4	2	
18	実績	本業務と関連のある業務での実績があり、成果をあげているか。	C	10	10	8	6	4	2								
19	見積額の妥当性	見積額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。評価の算出式は、評価欄に記載のとおりとする。	B	20	20×(全応募者中の最低提案見積額/当該提案見積額) ※小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位までとする。												
合計				200	200	160	120	80	40								

3 選考方法

- (1) 選考委員6名の評価点を合計した結果、最も高い点を獲得した事業者を優先交渉権者として選考し、随意契約の交渉を行う。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した事業者が複数ある場合は、重要度A及びBの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い合計点を獲得した事業者を優先交渉権者として選考する。この場合においても事業者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3) 優先交渉権者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次に評価点が高い事業者と、随意契約の交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が満点の6割未満(720点)に満たない場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。